指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 ： 株式会社岡島電設工業
代表者及び住所 奈良県奈良市三条大路2－2－54TMOビル101号室
代表取締役 岡島 祐紀

2. 指名停止措置期間 ： 令和8年10月30日から令和9年1月9日まで（6週間と1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲 ： 近畿地方整備局管内

4. 事実概要 ： 株式会社岡島電設工業は、京都府木津川市内の建築工事（一般工事）において、元請負人が建築工事業に関する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、下請負人として、当該元請負人との間で建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上で建設工事の請負契約を締結した。
このことが、建設業法第28条第1項第7号に該当するとして、令和8年5月1日付けで奈良県知事から監督処分（営業停止7日間）を受けた。

5. 指名停止措置理由 ： 株式会社岡島電設工業が建設業法の規定により監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止6週間と1ヶ月を適用する。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

（建設業法違反行為）
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局
総務部契約課 TEL：06－6942－1141
契約課長 柳原 宏明 （内線 2511）
建設専門官 古原 悟 （内線 2512）